

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和8年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和7年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和8年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
1	全体	—	土木工事共通仕様書の番号	→	全体	—	土木工事共通仕様書の番号を現行版と整合	文言の修正
2	序文[3]	注意事項	システムの選定については、事前にメール等で調整し、その結果を工事情報共有システムを用いて、協議→承諾で対応するものとする。	→	序文[3]	注意事項	システムの選定については、 <b>受注者が選定し、監督職員に連絡する。</b>	R7.12事務連絡発出に伴う文言の修正
3	序文[4~8]	工事関係書類一覧表	工事書類作成媒体の事前協議	→	序文[4~8]	工事関係書類一覧表	削除(※1も併せて削除)	R7.1より契約関係書類は原則電子契約システムを使用することになったため
4	序文[4~8]	工事関係書類一覧表	【参考】電子契約システムで可能な書類	→	序文[4~8]	工事関係書類一覧表	【参考】電子契約システムで <b>利用対象可能な書類</b> 対象書類に 建退共掛金収納書、前払金保証証書、中間前払金の認定請求書・認定調書・請求書(中間前払金)・中間前払金保証証書、完済部分検査の指定部分完成通知書・指定部分引渡書、請負工事既済部分検査請求書、修補完了届、部分使用協議書、部分使用承諾書、工期延期届、工事一時中止通知書、工事再開通知書、スライドの請負代金額変更請求書・協議開始日通知書・スライド変更等協議書・請負代金額変更協議書・請負代金額変更通知書・スライド協議変更額承諾書、完成通知書、引渡書、検査合格通知書(検査結果通知書)を追加	文言の修正 対象書類の拡充
5	序文[4]	工事関係書類一覧表	No.20 書類名称:品質証明員通知書 備考 契約図書で規定された場合に提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	→	序文[4]	工事関係書類一覧表	No.20 書類名称:品質証明員通知書 備考 契約図書で規定された場合に提出する。 <b>打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象</b>	原則電子納品の対象とする
6	1	1-1-1 施工計画書作成の要点	※提出の時期については、特記仕様書により、工事着手しようとする部分(準備工・本体工・仮設工等)毎に施工計画書を作成し、提出すればよい。	→	1	1-1-1 施工計画書作成の要点	※提出の時期については、特記仕様書により、工事着手しようとする部分(準備工・本体工・仮設工等)毎に施工計画書を作成し、提出すればよい。 <b>い、まとめ版を作成する必要はない。</b>	施工計画書のまとめ版作成は不要であることを追記
7	11	1-1-2 施工計画書の作成例(5)安全管理	5) 熱中症対策 ①作業環境管理(作業場の気温・WBGTの計測方法等、作業環境の把握) ②作業時間管理(①を踏まえた、休憩時間の延長や作業中止の判断) ③作業員の健康管理 ④予防対策(休憩所や飲み物等の整備) ⑤発症時の対応措置	→	11	1-1-2 施工計画書の作成例(5)安全管理	5) 熱中症対策 ①作業環境管理(作業場の気温・WBGTの計測方法等、作業環境の把握) ②作業時間管理(①を踏まえた、休憩時間の延長や作業中止の判断) ③作業員の健康管理 ④予防対策(休憩所や飲み物等の整備) ⑤発症時の対応措置( <b>報告体制・実施手順</b> )	R7.6施行の改正安衛則で事業者に義務づけられた「体制整備」、「手順作成」を追記
8	17	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	施工体制台帳に添付すべき書類 ○元請の配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)	→	17	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	施工体制台帳に添付すべき書類 ○元請の配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し ( <b>健康保険証健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し</b> )	健康保険証廃止に伴い修正
9	18	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (4) その他	2) 施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示し、工事作業所災害防止協議会を兼ねる場合は、建設業以外の下請業者も記載すること。	→	18	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図 (4) その他	2) 施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示し、 <b>工事作業所災害防止協議会を兼ねる場合は、建設業以外の下請業者も記載すること。</b>	文言の修正
10	20	作業員名簿	—	→	20	作業員名簿	様式の修正	国土交通省HPIに掲載している様式と整合を図る
11	26	1-6 現場代理人等通知書	経歴書 ※は、必要により記載する。	→	26	1-6 現場代理人等通知書	経歴書 ※は、 <b>必要により記載する現場代理人等になるための要件として必要な情報であれば記載する。</b> 例) 学歴(指定学科)及び実務経験による主任技術者など	補足追記
12	34	1-12 工事実績情報サービス(CORINS)への登録	受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、コリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認(工事打合せ簿不要)を受けたうえで、登録機関(JACIC)に登録申請する。 なお、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。	→	34	1-12 工事実績情報サービス(CORINS)への登録	受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、コリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認(工事打合せ簿不要)を受けたうえで、登録機関(JACIC)に登録申請する。 なお、 <b>登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される監督職員による内容確認は、原則コリンズ・テクリス登録内容確認システム上で行う。(署名・押印は不要)。</b>	コリンズ登録確認時のシステム利用を明確化
13	45	2-2-1 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	作成にあたっては、WEBオンラインシステムの建設副産物情報交換システム( <a href="http://www.recycle.jaic.or.jp/">http://www.recycle.jaic.or.jp/</a> )により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを計画書の場合は工事着手前に施工計画書に含め監督職員に提出する。	→	45	2-2-1 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)	作成にあたっては、 <b>WEBオンラインシステムの建設副産物情報交換システム</b> <b>コプリス・プラス</b> ( <a href="http://www.recycle.jaic.or.jp/">http://www.recycle.jaic.or.jp/</a> )/( <a href="https://fkplus.jaic.or.jp/">https://fkplus.jaic.or.jp/</a> )により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを計画書の場合は工事着手前に施工計画書に含め監督職員に提出する。	コプリスからコプリスプラスに変更になったため文言修正
14	51	51 土壌汚染対策法等手続の確認フロー	—	→	51	51 土壌汚染対策法等手続の確認フロー	最新版に更新	時点更新
15	90	5. 品質・出来形管理 5-1 品質管理	(6) 様式 1) 品質管理図表(様式-32) 工種・種別毎に設計値、実測値及び工程能力図等をまとめて示した管理図表 2) コンクリート中の塩分測定表(様式-99) 塩化物総量規制に基づき、コンクリートの塩分測定の結果を示す表 ※様式-99について、品質管理図表(様式-32)にて代用する場合は、作成・提出は不要とする。	→	90	5. 品質・出来形管理 5-1 品質管理	(6) 様式 1) 品質管理図表(様式-32) 工種・種別毎に設計値、実測値及び工程能力図等をまとめて示した管理図表 2) コンクリート中の塩分測定表(様式-99) 塩化物総量規制に基づき、コンクリートの塩分測定の結果を示す表 ※様式-99について、品質管理図表(様式-32)にて代用する場合は、作成・提出は不要とする。 <b>※様式については、記載事項に漏れ等がなければ独自の様式を用いてもよい。</b>	補足追記

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和8年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和7年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和8年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
16	121	7-2完成検査	完成検査関係の書類(必要部数)一覧	→	121	7-2完成検査	完成検査関係の書類(必要部数)一覧 ※電子契約システムによる提出可を追記	補足追記
17	122	7-2-1完成通知書	受注者は、工事を完成したときは、「完成通知書」を、監督職員へ提出しなければならない。	→	122	7-2-1完成通知書	受注者は、工事を完成したときは、「完成通知書」を、 <b>監督職員発注者</b> へ提出しなければならない。	文言の修正
18	122	7-2-2引渡書	発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときには、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。 受注者は、「引渡書」を、監督職員へ提出しなければならない。	→	122	7-2-2引渡書	発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときには、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。 受注者は、「引渡書」を、 <b>監督職員発注者</b> へ提出しなければならない。	文言の修正
19	126	7-3完済部分検査	完済部分検査関係の書類(必要部数)一覧	→	126	7-3完済部分検査	完済部分検査関係の書類(必要部数)一覧 ※電子契約システムによる提出可を追記	補足追記
20	127	7-3-1指定部分完成通知書	受注者は、設計図書で定められている指定された部分の工事が完成した場合は、「指定部分完成通知書」を、監督職員へ提出しなければならない。	→	127	7-3-1指定部分完成通知書	受注者は、設計図書で定められている指定された部分の工事が完成した場合は、「指定部分完成通知書」を、 <b>監督職員発注者</b> へ提出しなければならない。	文言の修正
21	127	7-3-3指定部分引渡書	受注者は、検査によって工事の完成が確認された後に、指定された部分の工事目的物を発注者に引き渡すことになる。 受注者は、「引渡書」を、監督職員へ提出しなければならない。	→	127	7-3-3指定部分引渡書	受注者は、検査によって工事の完成が確認された後に、指定された部分の工事目的物を発注者に引き渡すことになる。 受注者は、「引渡書」を、 <b>監督職員発注者</b> へ提出しなければならない。	文言の修正
22	135	7-5既済部分検査	完済部分検査関係の書類(必要部数)一覧		135	7-5既済部分検査	完済部分検査関係の書類(必要部数)一覧 ※電子契約システムによる提出可を追記	
23	136	7-5-1請負工事既済部分検査請求書	受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係わる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料[若しくは製造工場等にある工場製品]の確認を発注者に請求する必要がある。その際、受注者は、「請負工事既済部分検査請求書」を、監督職員へ提出しなければならない。	→	136	7-5-1請負工事既済部分検査請求書	受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係わる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料[若しくは製造工場等にある工場製品]の確認を発注者に請求する必要がある。その際、受注者は、「請負工事既済部分検査請求書」を、 <b>監督職員発注者</b> へ提出しなければならない。	文言の修正
24	143	中間前払金認定請求書	工事請負契約書第35条第4項に基づき、下記工事の中間前払金の認定を請求します。	→	143	中間前払金認定請求書	工事請負契約書第35条第 <b>45</b> 項に基づき、下記工事の中間前払金の認定を請求します。	文言の修正
25	152	9-3現場環境改善(旧イメージアップ)	現場環境改善の内容	→	152	9-3現場環境改善(旧イメージアップ)	最新版に更新	時点更新
26	153	9-4創意工夫・社会性等に関する実施状況	(1)様式 1)創意工夫・社会性に関する実施状況(様式-34) ●様式-34(2)の説明欄には、実施内容により、どのような効果があったか記載すること。 ●新技術を創意工夫として提出する場合は、新技術活用計画書提出時点のNETIS検索結果を添付すること。 <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a>	→	153	9-4創意工夫・社会性等に関する実施状況	(1)様式 1)創意工夫・社会性に関する実施状況(様式-34) ●様式-34(2)の説明欄には、実施内容により、どのような効果があったか記載すること。 ●新技術を創意工夫として提出する場合は、新技術活用計画書提出時点のNETIS検索結果を添付すること。 <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a> ●生産性向上チャレンジについても本様式にて提出すること。	補足追記
27	160	9-8修補	受注者は、検査職員から修補指示書により修補指示を受けた場合は、指示書に記載された期限内に修補を完了させ、修補完了届を監督職員へ提出する。	→	160	9-8修補	受注者は、検査職員から修補指示書により修補指示を受けた場合は、指示書に記載された期限内に修補を完了させ、修補完了届を <b>監督職員発注者</b> へ提出する。	文言の修正
28	添-23	発注者が検査時に準備する資料	-	→	添-23	発注者が検査時に準備する資料	<b>土木工事検査票を削除</b>	文言の修正
29	添-26~28	電子納品 基準・要領等	-	→	添-26~27	電子納品 基準・要領等	-	時点更新
30	添-32~50	ICT施工に関する提出書類・協議内容の参考例	-	→	添-31~49	ICT施工に関する提出書類・協議内容の参考例	-	時点更新